

新潟県作業工具製造業最低工賃の廃止決定に係る
関係家内労働者及び関係委託者の意見聴取に関する
公示

新潟地方労働審議会一般公示第1号

新潟県作業工具製造業最低工賃の廃止決定について調査審議を行うに当たり、家内労働法（昭和45年法律第60号）第11条第1項の規定に基づき、意見を聴取するので、新潟県の区域内の関係家内労働者又はこれに委託をする委託者であって意見を述べようとする者は、その意見を別紙様式により令和8年2月18日までに新潟地方労働審議会（新潟市中央区美咲町1丁目2番1号、新潟労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和8年2月4日

新潟地方労働審議会会長 畠山 典子

意 見 書

令和8年2月4日貴会が家内労働法第11条第1項の規定に基づき公示した新潟県作業工
具製造業最低工賃の廃止決定について、下記のとおり意見を提出する。

記

令和8年2月 日

提出者

住 所

氏 名

職 業

新潟地方労働審議会

会長 畠 山 典 子 殿